

2 対象区域

本計画の対象区域は、原田から湯戸までの石内バイパスの沿道で、石内川から杜の街の山裾までの範囲（約 50ha）とします。具体的には下図のとおりとなります。

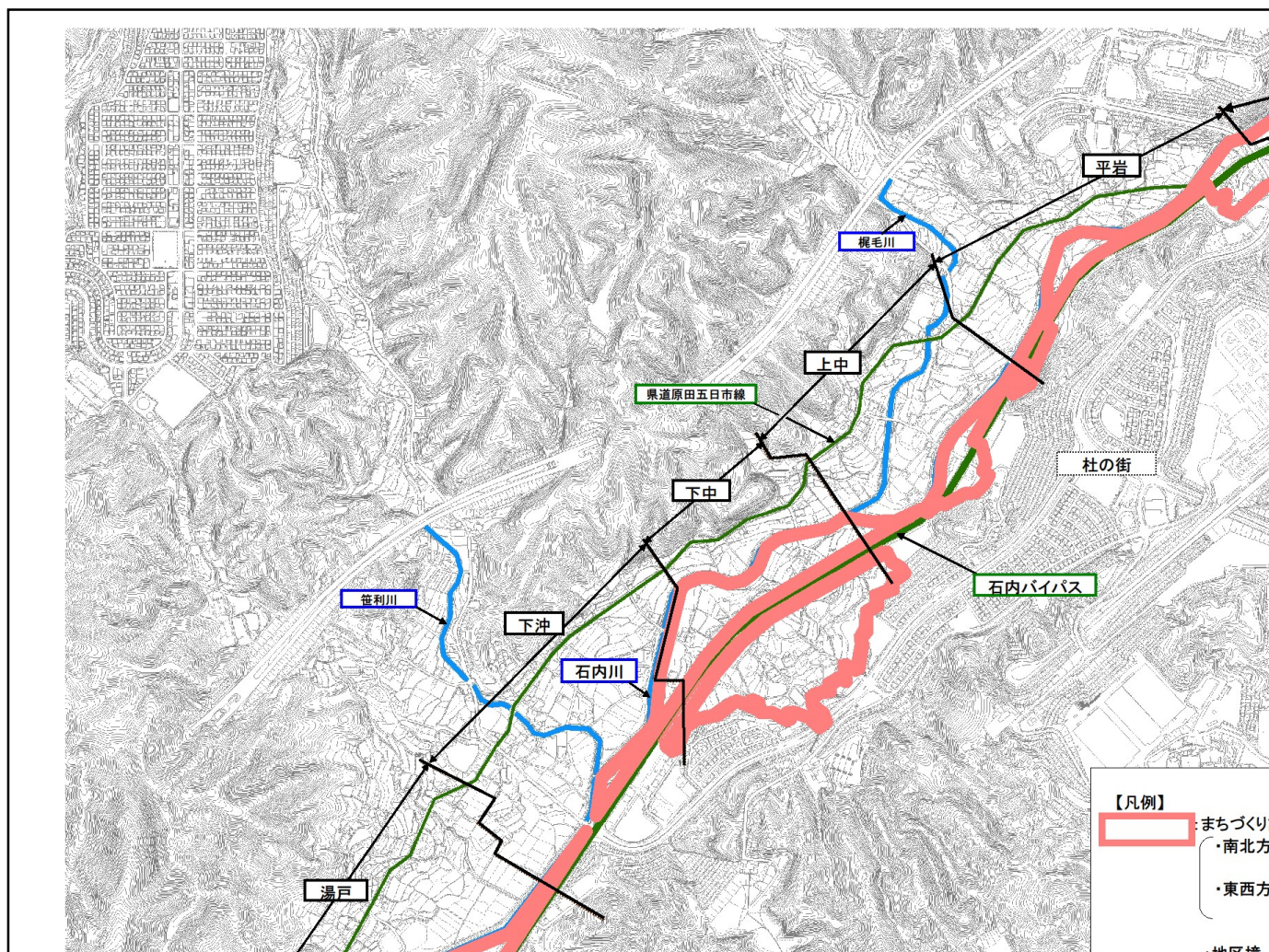
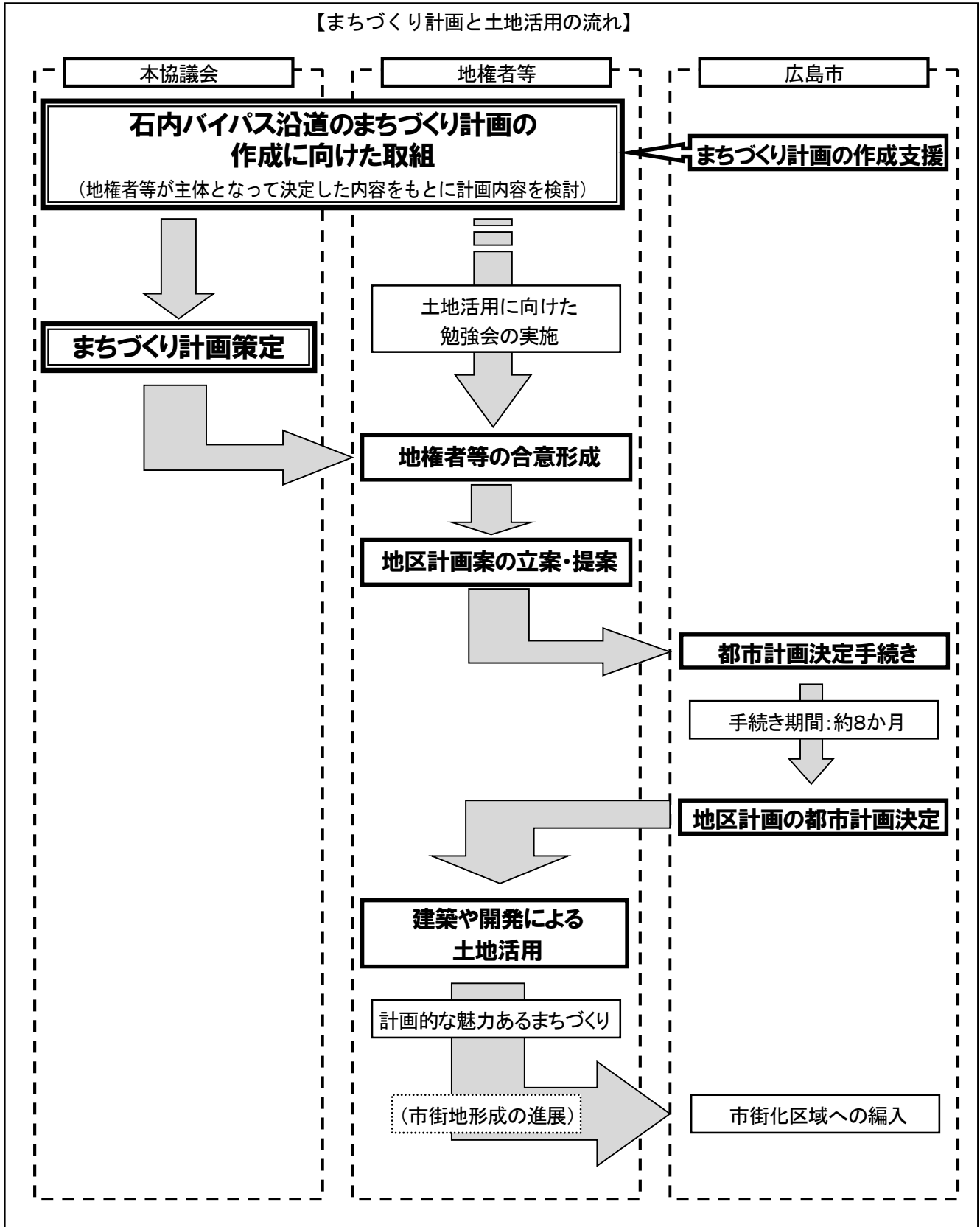


図 計画の対象区域

※本協議会では、自由度の高い都市的な土地利用をしたいという石内バイパス沿道の地権者等の機運を踏まえて、石内バイパス沿道まちづくり計画を策定することとし、計画対象区域を設定しました。本協議会では引き続き石内地区の平地部（推進プランに定める計画誘導地区）を対象にまちづくり計画を策定したいと考えています。今後、地権者等の皆様のご要望により、まちづくり計画の対象範囲を広げていきたいと考えています。

3 計画の性格と役割

本計画は、石内バイパス沿道の土地利用のルールや地区内の道路等の地区施設など、いわばこの地区の将来のまちづくりの方向性を具体化した計画です。また、市街化調整区域でも開発・建築が可能となる地区計画を策定するための前提となる計画でもあります。



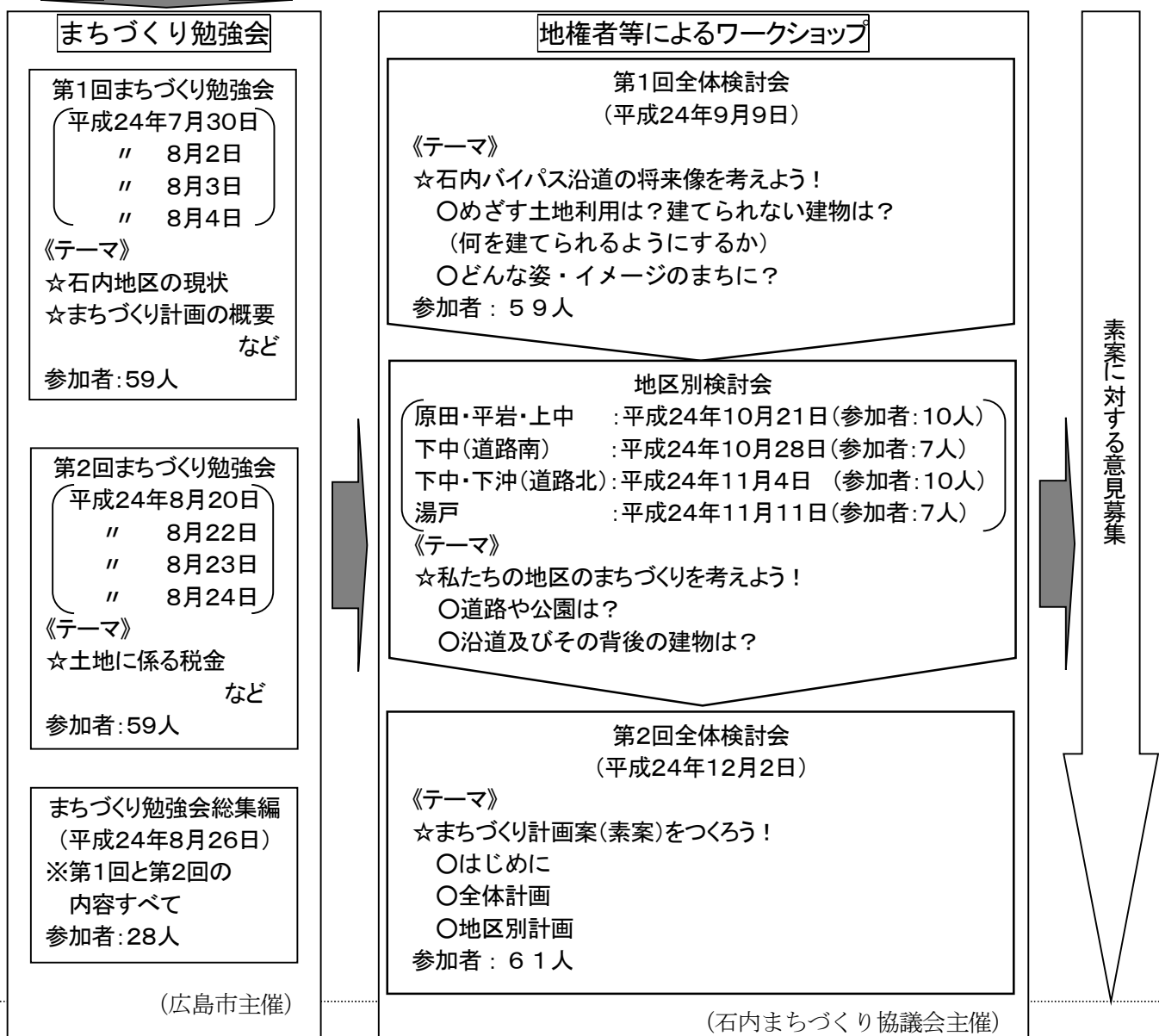
4 まちづくり計画策定の流れ

本計画の策定に当たっては、ワークショップ方式による2回の全体検討会及び4つの地区別検討会などを開催し、土地利用の主体となる地権者や借地権者等の方々をはじめ、地区住民の方にも参加していただきました。

また、ワークショップを開催する前には、まちづくり計画等の地区住民等の皆様の理解を深めるため、広島市による勉強会が開催されました。

【策定の流れ】

本協議会理事会がまちづくり計画の策定を決定（平成24年6月29日）



本協議会役員会が内容検討（平成24年6月～平成25年1月） → まちづくり計画案の策定

本協議会理事会がまちづくり計画案を審議（平成25年1月24日）

まちづくり計画の策定